

運用報告書の適正性に関する確認書

2019年//月2/日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地 東京都港区浜松町二丁目3番1号

不動産投資信託証券発行者名 オリックス不動産投資法人

(コード：8954)

執行役員

代表者の役職・氏名

(署名)

尾崎輝郎

本投資法人の執行役員である尾崎輝郎は、本投資法人の2019年3月1日から2019年8月31日までの第35期営業期間の運用報告書の提出時点において、当該運用報告書における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

私が上記時点において不実の記載がないと認識するに至った理由は、下記の通りです。

記

不実の記載がないと認識するに至った理由

- ① 資産運用報告（以下「本書」といいます。）を適正に作成するための十分な体制及び作成プロセスが下記1.～2.のとおり構築されており、かつ実施されていること。
- ② 本投資法人の会計監査人（有限責任 あずさ監査法人）より、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第130条に規定される監査証明を受領していること。
- ③ 三井住友信託銀行株式会社（以下「一般事務受託者」といいます。）より提出される会計帳簿（経理等に係る一般事務業務により作成されるものをいいます。以下同じです。）及び本投資法人の本書の作成に必要な情報に基づき、投信法等の関係法令に従って本書が作成されていることを確認していること。
- ④ 本書の作成にあたり必要な情報は各部門長を通じて本書の所管であるオリックス・アセットマネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）の総務経理部に提供される体制となっていることを確認していること。
- ⑤ 資産運用会社の総務経理部が、「職務権限規則」に従い同規則所定の資産運用会社の関係部署全てとの協議を経て、本書を作成していることを確認していること。

1. 本投資法人の仕組みについて

本投資法人は投信法に基づき設立された投資法人です。本投資法人は資産の運用その他の業務

を一定の外部者に対して委託することが投信法上要請されております。このため、本投資法人は資産の運用に係る業務及び本書等の作成に係る業務その他の業務を資産運用会社に委託するとともに、投資主名簿等管理、特別口座の管理、経理等及び投資法人債に係る一般事務業務並びに資産保管業務を一般事務受託者に、投資法人債に係る一般事務業務を株式会社三菱UFJ銀行に委託しております。

2. 本書の作成プロセス

一般事務受託者より提出される会計帳簿及び資産運用会社の各部門長より総務経理部に対して報告される本投資法人に係る本書の作成に必要な情報に基づいて、総務経理部が投信法等の関係法令に従い本書の原案を作成し、関係部署と協議し資産運用会社の代表取締役及び本投資法人の役員会の承認を得て、これを提出しております。また、記載内容については、必要に応じて法律事務所及び税理士法人による助言を受けるとともに、会計に関する部分について会計監査人による監査を受けております。

以 上